

介護老人福祉施設 (特養入所)

《 定員 50 名 》

事業の概要

入所者の皆様に対し、施設サービス計画書に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活の上での、生活・健康管理及び療養上の援助を行います。

長期間に渡って利用することができます。施設が生活の場となりますので、現住所を転居していただくこととなります。

ご家族との外出や外泊ができます。お盆や正月の期間など、ご家族と一緒に過ごすことができます。

入所の申込

申込に必要な書類

- ①入所申込書
- ②特別養護老人ホーム入所意見書
※担当の介護支援専門員、医療相談員等からの記入が必要です
- ③介護保険証の写し

事務所窓口で受け付けております。

要介護の認定を受けている方が対象になります。中重度要介護者が優先となるため、要介護3以上の方が優先されます。

要介護1・2の方は特定入所者としての取扱いとなり、保険者との連携が必要になります。

入所優先については「山形県特別養護老人ホーム入所指針」に基づいて公正に判定しております。